

共済見舞金の支払

共済見舞金の金額は、下の表のとおりです。

交通災害の程度	共済見舞金額
死亡	1,100,000円
自動車損害賠償保障法施行令における第1級、第2級の後遺障害又は身体障害者福祉法施行規則における1級の身体障害	1,100,000円
傷害	入院 1日につき 2,000円
	通院 1日につき 1,000円

※ **傷害の見舞金は20,000円(最低保障額)から300,000円(最高限度額)までの範囲で、入院や通院の日数に応じた金額をお支払いします。**

※加入者の無免許又は酒気帯び運転(その事実を知らずながら同乗した場合を含む。)や故意、犯罪行為中の事故、天災(地震、暴風雨等)に直接起因した事故の場合は、見舞金の全額をお支払いできません。

※警察に交通事故の届出をしていない場合は、見舞金を減額することがあります。

見舞金の支払事例

見舞金のお支払い事例を、ご紹介します。

歩行中、自動車にはわられて、60日間入院後、150日間の通院治療を受けた。

入院分 2,000円×60日=120,000円

+ 通院分 1,000円×150日=150,000円

合計 270,000円

見舞金の額 **270,000円**

自転車で走行中にバランスを崩して転倒し、1日間の通院治療を受けた。

通院分 1,000円×1日=1,000円

見舞金の額 **20,000円**

※最低保障額 20,000円に満たないので、20,000円となります。

通院1日でも
20,000円
(最低保障額)をお支払いできます。



共済見舞金の請求方法

提出書類は、下の表のとおりです。

提出書類	傷害	障害	死亡
共済見舞金請求書	○	○	○
加入者証	○	○	○
交通事故証明書			
交通事故申立書 ※交通事故証明書を添付できない場合	○	○	○
診断書	○		
障害診断書		○	
死亡診断書又は死体検案書			○
戸籍謄本		△	○
生計同一関係申立書			△
委任状		△	△
印鑑登録証明書		○	○

共済見舞金の請求は、お住まいの市町村の市役所または町村役場で手続きをしてください。請求書、診断書などの用紙は、市役所、町村役場の窓口にあります。

※交通事故証明書交付申請手数料及び診断書料などは、請求者の自己負担となります。また、交通事故証明書及び診断書は、保険会社等において自賠責保険等の請求に使用したものの写しに**原本と相違ない旨が付記されたもの**(診断書につきましては、受傷年月日、受傷原因、入院期間、通院日等が明記されている必要があります。)に代えることができます。

※△印のものは、場合によっては必要となる書類です。

※左表に掲げるもの以外の書類の提出を求めることがあります。

共済見舞金の請求期間

請求できる期間は、**事故にあった日から2年以内**です。まだ、共済見舞金の請求をされていない方は、忘れずに請求手続きをしてください。

共済見舞金の対象となるか疑問な方は、お住まいの市町村の市役所または町村役場までお問い合わせください。